

日刊(日曜日、土曜日、休日休刊)



発行 東京都

目次

告示

○東京都宝くじの発売(九件)(財務局主計部公債課).....一

○ダイオキシン類土壌汚染対策地域の指定(環境局環境改善部有害化学物質対策課).....四

告示(教)

○東京都近代文学博物館の休館.....六

○都立図書館の休館.....六

○東京都美術館の休館.....六

○東京都青年の家の休業.....六

○東京都芸術劇場の休館.....六

○東京体育館の休館.....六

○駒沢オリンピック公園総合運動場の施設の休館.....六

○東京都立多摩スポーツ会館の休館.....七

○東京都立夢の島総合体育館の休館.....七

○東京武道館の休館.....七

○東京辰巳国際水泳場の休館.....七

公告

○特定非営利活動法人の設立の認証申請(生活文化局都民協働部市民活動推進課).....八

告示

○開発行為に関する工事完了(三件).....二
○都市計画局多摩東部建築指導事務所
開発指導課・多摩西部建築指導事務所開発指導課.....二
○全国自治宝くじの発売(七件)(全国自治宝くじ事務協議会).....二

●東京都告示第八百十五号
当せん金付証券を次のとおり発売する。
平成十三年六月二十日

東京都知事 石原 慎太郎

一	名称	第千七百四十七回東京都宝くじ
二	受託銀行等の名称	株式会社第一勧業銀行
三	及び所在地	千代田区内幸町一丁目一番五号
四	発売の数及び総額	二百五十万枚 二億五千万円
五	証券金額	一枚百円
六	証券型式	開封式
七	発売期間	平成十三年七月十二日から同月十八日まで
八	抽せん期日	平成十三年七月十九日
九	当せん金支払開始期日	平成十三年七月二十四日
一	等級	当せん金の額及び当せん金の数
二	一等	当せん本数 二百五十本
三	二等	当せん金 五十万円
四	三等	当せん金 五千元
五	四等	当せん金 五百円

五等 計 百円 二十五万本 三十二万七千五百七十五本

十 注意事項

(一) 受託銀行等から直接に購入した者若しくは当該購入者から贈与を受けた者又はこれらの者の相続人その他の一般承継人以外の者は、当せん金を受領することができない。

(二) 証券は、転売できない。

●東京都告示第八百十六号
当せん金付証券を次のとおり発売する。
平成十三年六月二十日

東京都知事 石原 慎太郎

一	名称	第千七百四十八回東京都宝くじ
二	受託銀行等の名称	株式会社第一勧業銀行
三	及び所在地	千代田区内幸町一丁目一番五号
四	発売の数及び総額	四百八十万枚 九億六千万円
五	証券金額	一枚二百円
六	証券型式	被封式(被封された特定部分を削り取ることににより、一等から五等までの当せんが判明する方法)
七	発売期間	平成十三年七月十二日から同月二十五日まで
八	抽せん期日	平成十三年七月十二日
一	等級	当せん金の額及び当せん金の数
二	一等	当せん本数 四十八本
三	二等	当せん金 五十万円
四	三等	当せん金 五千元
五	四等	当せん金 五百円

できない。
(一) 証票は、転売できない。

●東京都告示第八百二十二号
当せん金付証票を次のとおり発売する。
平成十三年六月二十日

東京都知事 石原 慎太郎

第七百五十四回東京都宝くじ

株式会社第一勧業銀行

千代田区内幸町一丁目一番五号

六千四百四十万枚 十二億八千万円

一枚二百円

被封印(被封印された特定部分を削り取ることにより、一から五等までの当せんが判明する方法)

平成十三年九月十三日から同月二十六日まで

平成十三年九月十三日

(一) 受託銀行等から直接に購入した者若しくは当該購入者から贈与を受けた者又はこれらの者の相続人その他の一般承継人以外の者は、当せん金を受領することができない。
(二) 証票は、転売できない。

●東京都告示第八百二十三号
当せん金付証票を次のとおり発売する。
平成十三年六月二十日

東京都知事 石原 慎太郎

第七百五十五回東京都宝くじ

株式会社第一勧業銀行

千代田区内幸町一丁目一番五号

二千二百五十万枚 二億五千万円

一枚百円

開封印

平成十三年九月二十日から同月二十六日まで

平成十三年九月二十七日

四等 一万円 二千五百本
五等 千円 二万五千本
六等 百円 二十五万本
計 二十七万七千六百六本

●東京都告示第八百二十四号
ダイオキシン類対策特別措置法(平成十一年法律第百五号)第二十九条第一項の規定に基づき、ダイオキシン類土壌汚染対策地域を指定したので、同条第四項の規定により、次のとおり告示する。
平成十三年六月二十日

東京都知事 石原 慎太郎

指定した年月日 平成十三年六月十四日

指定した区域 別図のとおり(大田区大森南四丁目十一番並びに大田区道十二百四十六号線及び十二百七十一号線の土地の各一部)

別図

大森南四丁目10番

区道12-146号線

大森南四丁目12番

区

道

12-171

号

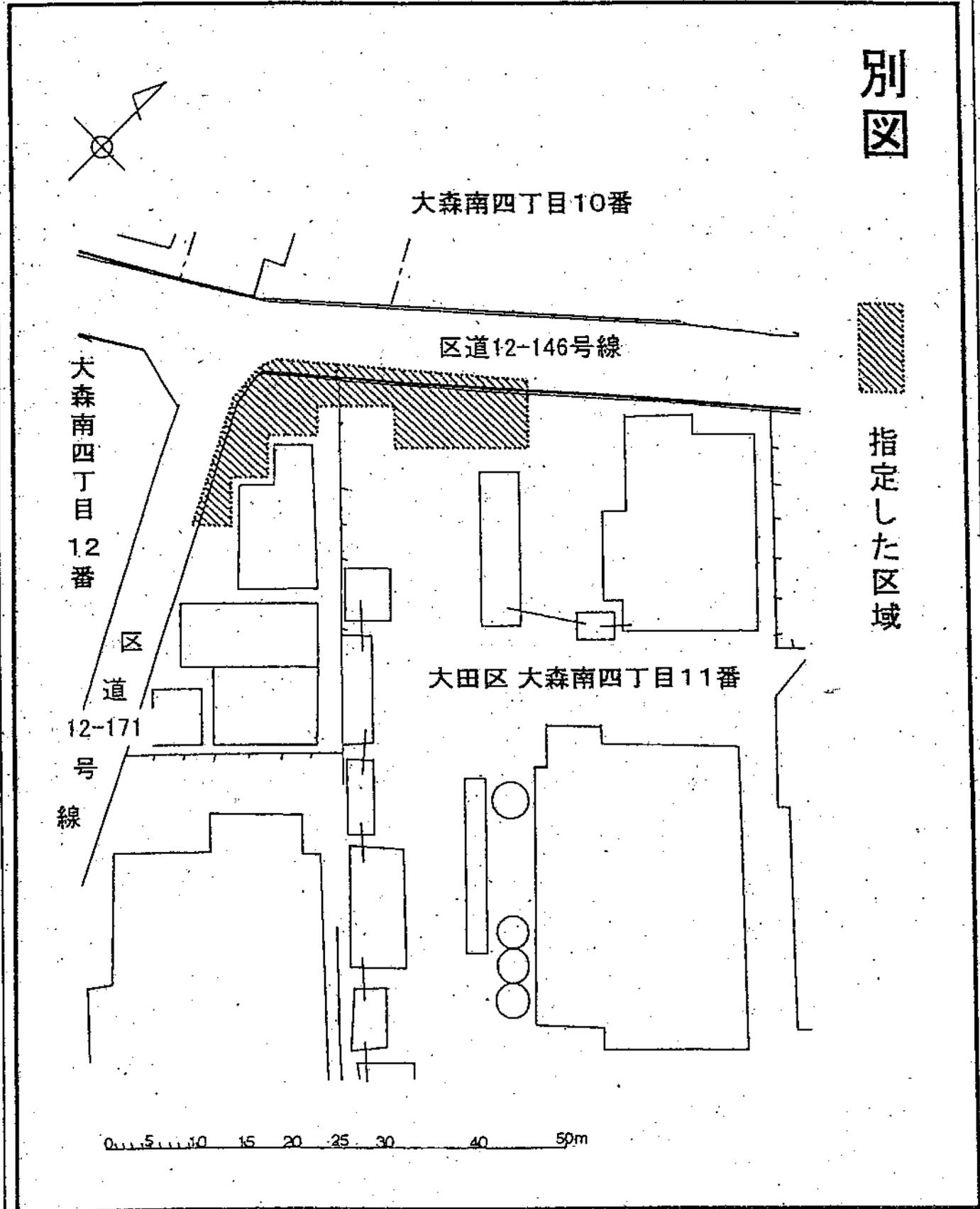
線

大田区 大森南四丁目11番



指定した区域

0 5 10 15 20 25 30 40 50m



日刊(日曜日、土曜日、休日休刊)



発行 東京都

目次

訓令

告示

- 東京都検査事務規程の一部改正 (財務局経理部総務課) 二
- 平成元年東京都告示第三百四十一号(東京都職員互助組合に関する条例施行細則)の一部改正 (総務局勤労部福利課) 二
- 東京都情報公開条例の規定により知事が定める法人 (生活文化局広報広聴部情報公開課) 二
- 東京都個人情報の保護に関する条例の規定により知事が定める法人 (同) 二
- 平成十三年東京都告示第八百二十四号(ダイオキシン類土壌汚染対策地域の指定)の一部改正 (環境局環境改善部有害化学物質対策課) 三
- 第九次鳥獣保護事業計画の公表 (産業労働局農林水産部林務課) 三
- 都営住宅の使用料等の変更 (住宅局管理部管理課) 三
- 都営改良住宅の使用料の変更 (同) 三
- 都営住宅の規模、使用料等の変更 (同) 三
- 平成十年東京都告示第二百二十二号(多摩ニュータウン下水道事業に関する事務の委任)の廃止 (多摩都市整備本部建設計画部施設整備課) 三
- 都立公園の設置 (建設局公園緑地部公園課) 三

- 都立公園の位置、区域及び面積の変更 (同) 三
- 土地区画整理事業の事業計画の変更(二件) (建設局市街地整備部区画整理事業課) 三
- 港湾設備の供用廃止(三件) (港湾局港湾経営部経営管理課・離島港湾部管理課) 二
- 東京都港湾環境整備負担金条例による負担対象工事の指定 (港湾局港湾経営部水域管理課) 二
- 平成七年東京都告示第二百二号(東京都の収納代理郵便官署の指定)の一部改正 (出納長室総務課) 三
- 警視庁警察職員の定員に関する規則の一部を改正する規則 (規 則(公)) 三
- 警視庁警察職員の職名に関する規則の一部を改正する規則 (同) 三
- 警視庁組織規則の一部を改正する規則 (規 程(文)) 三
- 東京都地下高速電車連絡運輸規程の一部を改正する規程 (告示(水)) 三
- 昭和四十六年東京都告示第十五号(東京都水道局出納取扱金融機関及び収納取扱金融機関の指定)の一部改正 (同) 三
- 東京都水道事業の事務の委託に関する規約 (訓 令(議)) 三
- 東京都議会事務局職員出勤記録整理規程の一部改正 (告示(議)) 三
- 東京都議会事務局事案決定規程の一部改正 (同) 三
- 東京都議会事務局文書管理規程(平成十一年東京都議会議長告示第五号)の一部改正 (同) 三
- 東京都公文書館における公文書等の利用に関する取扱規程 (同) 三

- 当せん金付証券の発売委託 (十件) (財務局主計部公債課) 三
- 東京都指定低公害車及び東京都特別指定自動車の指定 (環境局自動車公害対策部指導普及課) 三
- 東京都障害者スポーツセンターの休業 (福祉局障害福祉部在宅福祉課) 三
- 東京都職員共済組合福祉事業に関する規則の一部を改正する規則 (東京都職員共済組合) 三
- 東京都職員共済組合医療施設使用料及び手数料規則の一部を改正する規則 (同) 三
- 東京都職員共済組合保養施設に関する規則の一部を改正する規則 (同) 三
- 東京都職員共済組合住宅資金貸付規則の一部を改正する規則 (同) 三
- 東京都職員共済組合一般貸付金貸付規則の一部を改正する規則 (同) 三
- 東京都職員共済組合被服貸与規程 (同) 三
- 東京都職員共済組合の職員に関する規程の一部を改正する規程 (同) 三
- 東京都職員共済組合の勤務時間、休日等に関する規程の一部を改正する規程 (同) 三
- 東京都職員共済組合財務規程の一部を改正する規程 (同) 三
- 東京都職員共済組合契約事務規程の一部を改正する規程 (同) 三
- 東京都職員共済組合公印規程の一部を改正する規程 (同) 三
- 東京都職員共済組合職員住宅管理規程の一部を改正する規程 (同) 三
- 東京都職員共済組合図書類取扱規程の一部を改正する規程 (同) 三
- 東京都職員共済組合災害対策本部規程の一部を改正する規程 (同) 三
- 東京都職員共済組合施設防火管理規程の一部を改正する規程 (同) 三

株式会社首都圏建設資源高度化センター
株式会社沿岸環境開発資源利用センター

●東京都告示第百九十五号

平成十三年東京都告示第八百二十四号(ダイオキシン類
土壤汚染対策地域の指定)の一部を次のように改正する。

平成十四年三月二十九日

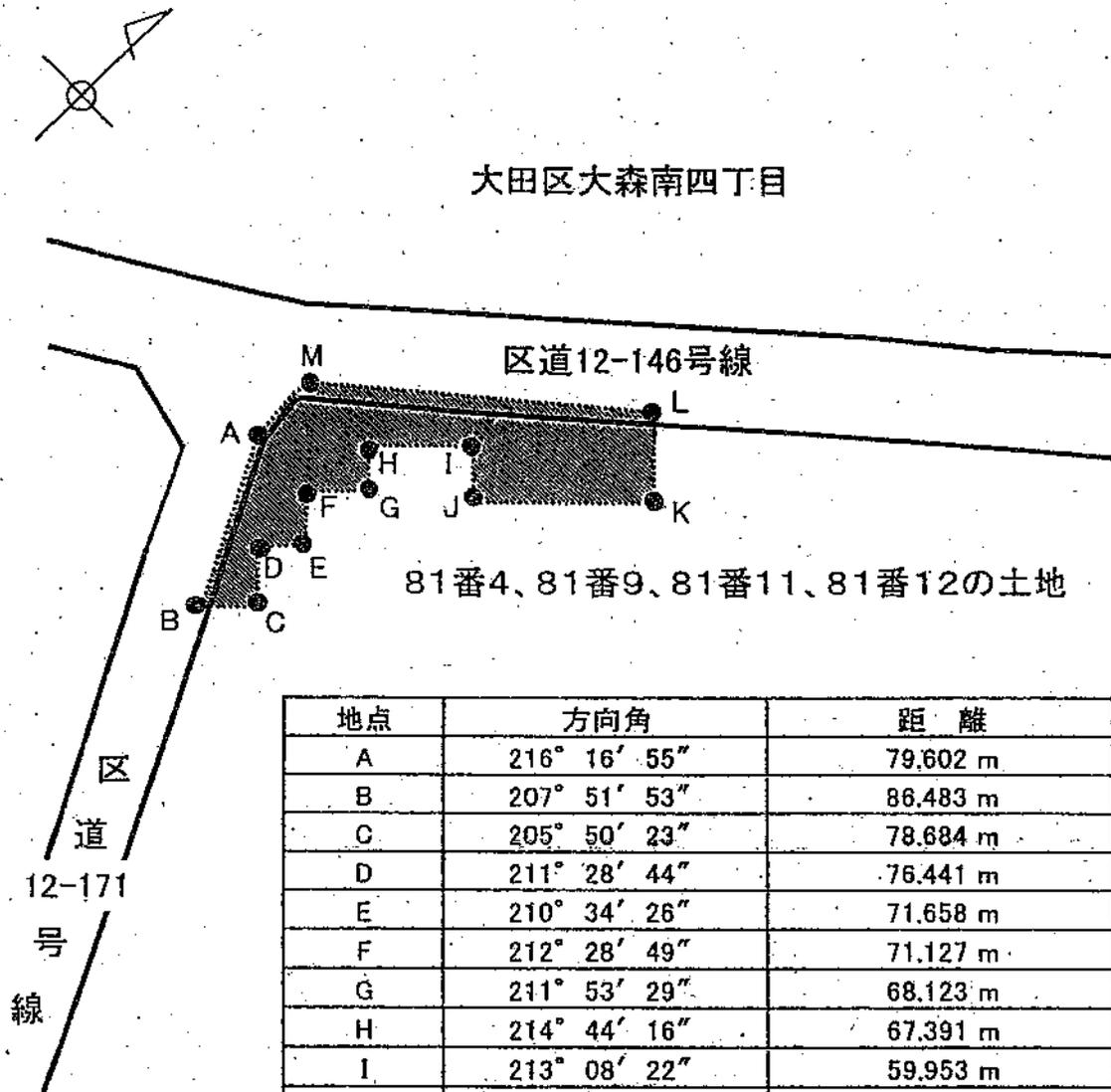
東京都知事 石 原 慎太郎

二の項を次のように改める。

二 指定した区域(地番による表記) 別図のとおり(大
田区大森南四丁目八十一番四並びに同番九、同番十一及
び同番十二の各一部並びに大田区道十二―百四十六号線
及び十二―百七十一号線の各一部)
別図を次のように改める。

別図

大田区大森南四丁目



指定した区域

81番4、81番9、81番11、81番12の土地

地点	方向角	距離
A	216° 16' 55"	79.602 m
B	207° 51' 53"	86.483 m
C	205° 50' 23"	78.684 m
D	211° 28' 44"	76.441 m
E	210° 34' 26"	71.658 m
F	212° 28' 49"	71.127 m
G	211° 53' 29"	68.123 m
H	214° 44' 16"	67.391 m
I	213° 08' 22"	59.953 m
J	207° 05' 28"	61.953 m
K	201° 26' 09"	49.097 m
L	214° 23' 07"	45.312 m
M	219° 25' 15"	73.621 m

(備考)

- (1) 測量法(昭和24年法律第188号)第11条に規定する測量の基準に従って実施し、設置された大田区公共基準点48-2から各地点の方向角及び同基準点から各地点を直線で結んだ距離を示す。
- (2) 大田区公共基準点48-2の測量成果
 $X = -48329.618\text{m}$
 $Y = -7412.334\text{m}$